平成３０年（フ）第９７号
香川県東かがわ市川東850番地１
債務者　齋藤紗有実（旧姓大山）
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９７号
長崎県長崎市扇町５番11号　明石方
債務者　大嶋めぐみ
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９７号
北海道上川郡当麻町字園別２区
債務者　滝上　淳子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
北海道旭川市神居３条16丁目２番21号
債務者　藤澤　一良
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６１４号
大阪府茨木市小柳町１番31号　ダイヤモンドシティー205号
債務者　加藤　直樹
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２７号
大阪府豊中市末広町２丁目１番25号
債務者　廣部　豊子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９３８号
大阪府守口市金田町６丁目25番６号
債務者　舟崎　順二
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０４５号
大阪市東成区大今里３丁目16番13号　リベルテ今里　302号
債務者　中本和希こと　金　　一希
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０号
栃木県鹿沼市西茂呂２丁目４番地７　パークヒル　201、前住所栃木県鹿沼市玉田町550番地12
債務者　篠原　隆治
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０００号
横浜市金沢区柴町345番地73　ハイテラスマツ103
債務者　八巻　　聡
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５９号
栃木県那須塩原市前弥六218番地１　Ｍｏｎ　ｆａｖｏｒｉ206号、前住所栃木県那須塩原市高林76番地３
債務者　印南　勝弘
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６６号
栃木県宇都宮市清原台２丁目25番２号　ヘリテージ103号室
債務者　尾花　一惠
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８４号
栃木県さくら市鍛冶ケ澤57番地１　特別養護老人ホームエリム、前住所栃木県さくら市氏家3245番地１　ふるさとホームさくら
債務者　森田　　彰
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５９２号
東京都小平市仲町542番地の20ハイム小平203号
債務者　小宮　昌之
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３０３号
盛岡市永井22地割３番地49
破産者　有限会社タムラ
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部